農業委員会だより

～海・山・川・大平原がおりなす感動の大地・標津町 ～

平成26年12月発行（標津町農業委員会広報部会）

第2号

=会 長 あ い さ つ=

本年、７月の農業委員会の一斉改選により、ベテランの前栗栖会長の後を引き継ぎ、会長に就任しました。微力ですが本町の農地行政の発展・振興のために尽力して参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、国主導で進める「農業委員会組織・制度改革」は、「委員の選挙制度の廃止」や「委員数の縮減」、「農地利用最適化推進員（仮称）」といった農業委員会の根幹に関わる内容が次々と協議され、閣議決定に至っています。さらに混沌とするＴＰＰ交渉の行方をはじめ、農家の担い手対策等々まさに激動の時期に就任したことは、身の引き締まる思いであります。

今年度、前号に続き、第２号を発刊いたしました。以前から「農業委員会の業務は、たいへん見え難い。」と言われて来ました。「農業委員会だより」の発行を通して皆様方に私たちの日頃の活動をお知らせし、農業者との橋渡しになれば幸いです。

迎え来る「新しい年」も皆様にとって良い年であることをご祈念申し上げご挨拶といたします。

北標津東部地区交換分合スタート

北標津東部地区（町道西３号から東地区）の農地集団化事業（交換分合事業）計画推進委員会が９月からスタートし、委員長には、樋木哲郎氏が就任しました。

10 月 6 日（月）には、対象農地の土地の評価が行われ、計画推進員の精力的な活動の結果、当初よりも早く評価を終えることが出来ました。

今回の東部地区の交換分合事業は、対象農家が 11 戸、設定面積が 660ha となっており、いずれも前年度の西地区（対象農家８戸、設定面積が 490ha）の数字をそれぞれ上回っています。

今後も月２回程度のペースで計画推進委員会を開催していき、年度末までには、地権者との最終同意に向けて事業を進めてく予定ですので、地域の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

↑研修会では質問が相次ぐ場面も

農業者年金の加入促進について

農協・農業委員会が共催する農業者年金研修会が11月28日（金）13時から標津町農協を会場に行われ農業委員や女性部部員など18名が参加しました。
研修には、北海道農業会議から幡野主幹を講師に招き、参加者は説明に熱心に耳を傾けていました。
農業者老齢年金や特例付加年金は、国民年金と併用して受給することで安定した老後を過ごすことが出来る貴重な農業者独自の年金です。今後もこうして研修会を通じて制度理解を図っていきます。

～農業者年金の加入要件～

・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の人は、誰でも加入できます。

・農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来支給する年金の原資となります。

・旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

「担い手の育成・確保に向けて」 部会報告

農政部会では、今年度から２年間をかけて「担い手の育成・確保に向けて」をテーマに女性や若手後継者の農業経営への参画を確かなものとするための具体的な方策を検討します。
特に部会では、家族間で役割分担や就業条件、環境などについて協定を結ぶ、家族経営協定について調査・研究を進める予定で12月には、アンケートも実施する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

＝農政部会＝

部会長	吉田　浩一
副部会長	大西　輝男
部　員	田中　重信
〃	蔭山　隆夫
〃	大石　正一

今年も農地パトロール・利用状況調査終了！

今年度の農地パトロールが10月23・24日の２日間行われ、農業用施設転用（農地法第４条）や砂利採取（農地法第５条）の進捗状況をはじめ、町内の農用地の適正利用について、農業委員全員と事務局員が直接、現地確認を行いました。
また、併せて実施された利用状況調査では、パトロール終了後、報告検討会を開催し、現状と課題についての意見交換を行いました。

◇農地転用許可は、忘れずに農業委員会まで◇

農地転用とは、農地を住宅や工場等の建設敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等、農地以外の用地に転換することです。なお、一般的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

農地の転用は、権利移動の有無や面積要件など様々な制約があります。詳しくは、地域の農業委員か農業委員会事務局までご相談下さい。

許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、懲役や罰金等の罰則が適用されることもありますので注意を払って下さい。（詳細は、下記の表のとおりです。）

また、農地や敷地内でのゴミの不法処理（不法投棄や焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、厳しい罰則が科されます。周辺環境へ重大な悪影響を与える不法処理を行わないように日頃から心掛けましょう。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
第４条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	・都道府県知事 ・農地が４haを超える場合には農林水産大臣（地域整備法に基づく場合は都道府県知事）	・国、都道府県が転用する場合（学校、社会福祉施設、病院、庁舎または宿舎のために転用する場合を除く） ・市町村が道路、河川等土地収用法第３条）のために転用する場合（学校、社会福祉施設、病院、または市役所、特別区の区役所もしくは町村役場のために転用する場合を除く）等
第５条	事業者等が農地を買って（または借りて）転用する場合	売主（貸主）（農地所有者）と買主（借主）（転用事業者）		

※農地転用をしようする土地が「農業振興地域の農用地区域内」に位置づけされている場合は、転用申請前に手続きが必要ですので役場農林水産課（℡82-2131）までご確認下さい。

◇農地のことならお任せ下さい◇

～農業委員会の新体制スタート～

平成 26 年 7 月 20 日から、標津町農業委員会の新たな体制がスタートしました。これからの３年間、標津町の農地行政の発展・振興のため、頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

任期：平成 26.7.20～平成 29.7.19

会長	**田中　陽一（西北標津）**	**委員**	**大山　　登（茶志骨Ｐ）**
代理	**吉田　浩一（北古多糠）**	**〃**	**田中　重信（北標津）**
委員	**中條　啓一（新古多糠）**	**〃**	**蔭山　隆夫（西川北）**
〃	**佐藤　明彦（東川北）**	**〃**	**大石　正一（茶志骨）**
〃	**大西　輝男（茶志骨）**	**〃**	**渡部　英徳（伊茶仁）**

農業改革と農業委員会組織・制度改革中間報告

現在、国が主導する農林水産業・地域の活力創造本部ではプランの改訂を行い、平成 27 年１月の時期通常国会までに提出する農業改革に関する関連法案改正の準備に取りかかっています。

今回の趣旨は、日本の農業改革を「岩盤規制からの脱却」と位置づけ、農業委員会・ＪＡ・農業生産法人の３つをセットで改革を行い、アベノミクスの成長戦略を力強く進めるというものです。

特に直接、関係する「農業委員会組織･制度改革」では、当農業委員会としても根室地方農業委員会連合会や北海道農業会議を通じて、意見を反映させるなど、反対すべき点は、反対の立場をとっています。 紙面の一部を活用し、改革のポイントについて掲載いたします。

◆農業委員会の制度・組織改革のポイント◆

○選挙制度の廃止、市町村長による選任
○農業団体等からの推薦の廃止
○農業委員数の縮減
○農地利用最適化推進員（仮称）の設置
○都道府県農業会議、全国農業会議所の指定法人化とＮＷ機能の強化
○農業委員が独自に持っている意見具申・建議等の機能を法令業務から除外
○６次産業化に資する農地転用基準の緩和

＝農地台帳の電子化とデータの公表について＝

本年４月の農地法の改正により、農地台帳の電子化が進められ、来年、４月からは、インターネットでも所在・地番・地目及び面積等の一定の情報が公表される予定です。現在、農業委員会では公表に向けての台帳の整備、データの蓄積作業を進めているところです。

＜編　集　後　記＞

12 月に東京都で開催された全国農業委員会会長代表集会に出席する機会がありました。集会も終盤を迎え、「農業委員会組織･制度見直しに関する要請決議」が提案されました。

会場からは、「農業委員会の公選制の廃止」「農地最適化推進委員（仮称）の設置」等、国の改革案をほぼ丸呑みした全国農業会議に対し、厳しい意見が相次ぎました。

特に農地の担い手に対する集積率が 80%を超え、各農業委員が活発に活動している北海道からは、「決議に反対だ！」と怒号が飛び交う場面も・・今後も曲折が予想されます。

＝広　報　部　会＝

部会長	佐藤　明彦
副部会長	渡部　英徳
部　員	田中　陽一
〃	中條　啓一
〃	大山　　登